

産前産後休業期間中の保険料が免除されます。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成25年政令第136号）が平成25年5月10日公布されました。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）による改正事項のうち、産前産後休業期間中の厚生年金保険、健康保険等の事業主及び被保険者の保険料免除については、平成26年4月1日から施行されることとなりますので、お知らせします。

なお、保険料免除の対象となる産前産後休業期間とは、出産の日以前42日から出産の日後56日までの間で妊娠または出産に関する事由を理由として労務に服さない期間であり、産前産後休業を開始した日の属する月から当該産前産後休業が終了する月の前月までの期間です。

（参考）

産前産後休業期間中の保険料の免除のほか、上記の改正法による改正事項

- 1 育児休業終了時の標準報酬月額の設定と同様の取り扱いを産前産後休業終了時にも可能となる改正事項
平成26年4月1日から施行
- 2 被保険者と同一の世帯に属することを被扶養者の認定要件とする「兄弟」について、「弟妹」と同様、同一世帯要件を廃止する改正事項
平成28年10月1日から施行
- 3 パートタイマー等の短時間労働者への被保険者資格の適用拡大の改正事項
平成28年10月1日から施行